

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び効率性の向上ならびに法令遵守を徹底することを通じてコーポレート・ガバナンスを充実させることを経営の重要課題であると認識しております。

また、社会貢献ならびに株主利益重視の経営姿勢で、社会・経済環境の変化に柔軟に対応できる経営システムの構築に努め、企業競争力を強化することにより、株主・取引先などの関係する皆様から信頼される経営を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【1-2-4】

現在、当社の機関投資家および外国人の持ち株比率は極めて低く、今後の推移を踏まえて、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳の検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【1-4】

(政策保有に関する方針)

当社は、円滑な事業活動に不可欠な協力関係を維持することにより中長期的な企業価値の向上を図るため、必要と認める会社の株式を保有しております。なお、保有の合理性については、適宜棚卸を実施します。

(議決権行使の基準)

当社は、政策保有株式について、当該企業の持続的な価値向上を通じた取引関係の維持・発展を図るとの観点、および当該企業の業績等を勘案し当該企業の中長期的な企業価値向上の観点から、議決権を行使しております。

【1-7】

当社が取締役と取引を行う場合には、取締役会規則により、当該取引について取締役会の承認を得ることを定めております。

当社が主要株主等と取引を行う場合には、当該取引条件等については、一般の取引と同様の競争力ある取引条件(価格・品質・納期等)、共同技術開発及び共同事業等を総合的に勘案の上、決定することとしております。

【3-1】

(1)当社は企業理念については、神戸製鋼グループの一員として神戸製鋼グループ企業理念「KOBELCOの3つの約束」を共有しております。

<KOBELCOの3つの約束>

- 1)信頼される技術、製品、サービスを提供します。
 - 2)社員一人ひとりを活かし、グループの和を尊びます。
 - 3)たゆまぬ変革により、新たな価値を創造します。
- 一方、当社の経営方針は下記の通りとなっております。

<経営方針>

(1)当社グループは、鋼線製品総合メーカーとして、常にお客様や社会にご満足いただける製品・サービスを提供することを企業理念の根幹としております。そのために、品質第一並びに技術開発力・コスト競争力を高め、急激な社会の変化に対応できるように経営体質の強化をさらに推進し、グループ全体として企業価値の向上を目指しております。

(2)「1. 基本的な考え方」に記載の通りであります。

(3)各取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、上記に基づき取締役会において審議・決定します。

なお、当社の取締役会に独立社外取締役1名を参画させ、取締役会の決議に透明性・公正性を反映する仕組みとします。

(4)取締役候補の指名においては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、総合的に検討しています。

また、監査役候補の指名においては、財務・会計に関する知見、当事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら総合的に検討しています。

社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件を参考に、ステークホルダーの立場を尊重し公正・中立な監視・監督ができる人物を候補者として選定します。

取締役および監査役の候補者は、上記に基づき、当社の取締役会に独立社外取締役を参画させ、取締役会において審議・決定いたします。

(5)社外取締役候補者および社外監査役候補者については、選任理由を株主総会招集通知に記載しております。また、取締役・監査役については、略歴等を株主総会招集通知に記載しております。

【4-1-1】

取締役会では、取締役会規則及び取締役会付議事項取扱要領に定めた法令及び定款で定められた事項を決議するほか、当社取締役会の判断により重要事項と位置付けるものについても決議を行うこととしています。

また、当社では、職制規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、取締役会、代表取締役、常務取締役、事業部長・本部長の決裁・審議・承認の権限範囲を明確に分けることで、機動的な業務執行と実効性の高い監督の実現を図っております。

【4-8】

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、そのうち独立役員は社外取締役2名であります。社外取締役は、独自の社外の視点から各取締役や経営陣と定期的に意見交換を行うほか、監査役と定期的な会合を持つことで、当社の中長期的な企業価値向上に資する監督機能を十分に発揮していると考えています。

【4-9】

当社は、東京証券取引所の定める独立性の要件を参考に、ステークホルダーの立場を尊重し公正・中立な監視・監督ができる人物を候補者として選定します。

【4-11-1】

当社取締役会は、経営全般、総務・企画関係、営業関係、生産技術関係、研究開発関係といった、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役でバランスのとれた構成とします。

なお、社外取締役を含め取締役7名を選任しており、当社の業容から勘案し、的確かつ迅速な意思決定のためには適切な規模と考えております。取締役の選任にあたっては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、総合的に検討して候補者を選定し、独立社外取締役が参画する取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとします。

【4-11-2】

取締役及び監査役の他社での兼任状況は、定時株主総会の株主総会参考書類及び事業報告、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

【4-11-3】

当社取締役会は、各取締役・監査役に対する調査を実施し、各々の自己評価等に基づき、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施し、持続的に取締役会の実効性を高めることとしております。

2017年度については、2018年4月の取締役会において、取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しました。今後とも取締役会の実効性を高めてまいります。

【4-14-2】

社外取締役・社外監査役に対しては、就任の際にその役割を全うするために必要な当社の業界・事業内容・財務・組織等に関する知識習得のため、オリエンテーションを行っております。

新たに就任する取締役・監査役に対しては、求められる役割と責務(法的責任を含む)を果たすために、神戸製鋼グループコンプライアンスセミナーやトップセミナー等、必要な外部研修会等の機会の提供を行っております。

また、就任後は、必要に応じて研修の機会を継続的に提供することとしております。

【5-1】

当社は、総務本部長が企画部、総務部等のIR活動に関連する部署を管掌し、総務本部にて、機関投資家からの対話の申し込みに対し、申込者の属性・方針・対話目的を勘案の上、これらに対応します。また、中間・期末の決算発表時にはマスコミに対して説明会を実施します。個別の取材に関しては、適宜対応します。対話にて得られた情報については、関係取締役へ適宜報告を行い、情報共有を図ります。なお、株主・投資家・アナリストとの対話に際しては、未公表の事実や確定していない情報についての発言は避ける等、インサイダー情報管理に留意します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社神戸製鋼所	1,803,194	30.72
神鋼鋼線取引先持株会	284,145	4.84
株式会社みずほ銀行	151,271	2.58
株式会社メタルワン	147,630	2.52
神鋼鋼線従業員持株会	118,047	2.01
日本生命保険相互会社	115,296	1.96
神鋼商事株式会社	100,000	1.70
三井物産スチール株式会社	784,000	1.34
みずほ信託銀行株式会社	784,000	1.34
丸山三千夫	75,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社神戸製鋼所 (上場:東京、名古屋) (コード) 5406

補足説明 更新

1) 上記【大株主の状況】は、平成30年3月31日現在の数値です。

2) 当社は、平成30年4月1日付にて当社の連結子会社である株式会社テザックワイヤロープの吸収合併を行いました。また、同4月1日付で株式会社テザックワイヤロープの当社以外の株主でありました株式会社神戸製鋼所に対して、この合併対価として当社が保有する自己株式667,115株および新たに発行した株式43,113株を合わせました710,228株の普通株式を交付いたしました。これにより、株式会社神戸製鋼所の当社議決権所有割合が42.68%となり、また当社の取締役会に占める株式会社神戸製鋼所出身取締役の員数が過半数であることにより、株式会社神戸製鋼所は当社のその他の関係会社に該当せず、親会社に該当することとなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との取引については、本報告書のⅠ－1「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【1－7】をご参照ください。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所であり、当社の役員のうち取締役1名は同社の従業員が兼務しておりますが、適正な業務執行のための助言を目的としており、当社独自の経営判断が行える状況にあることから、親会社からの独立性は確保されていると認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 崇公	弁護士											
佐竹 隆幸	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 崇公	○	独立役員 弁護士	弁護士として高い見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるため。
佐竹 隆幸	○	独立役員 学者	学者として高い見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うなど連携を保っております。
監査役と内部監査部門は互いに連携し、定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図るとともに、監査役は内部監査部門から監査結果の報告を受け、効率的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森下 芳樹	他の会社の出身者			△										
今井 一雅	他の会社の出身者			△		△								

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森下 芳樹		——	鉄鋼事業に精通した人材としてその専門的見地および事業会社の取締役を務められた経験から監査を実施していただくべく選任している。
今井 一雅		——	経理分野に精通した人材としてその専門的見地および事業会社の取締役を務められた経験から監査を実施していただくべく選任している。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与は実施していませんが、売上高経常利益率、税引後純利益額、配当を評価基準として、全社の業績を報酬に反映させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(外数)について開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議によって承認された取締役の報酬等の総額の限度額の範囲内で、取締役会において決定している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査室が監査役の職務を補助する監査役会事務局を担当しており、情報連絡、情報の収集、社内各部門との調整等、社外監査役のサポートを行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会では、会社の重要事項その他法定についての審議・決議と業務執行の監督を行います。経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するとともに経営責任明確化のため、取締役及び執行役員の任期は1年としております。経営監視体制としては社外監査役2名を含む4名で構成される監査役会を設置、監査役会は定期的に開催され、監査計画に基づき厳格に監査を行うとともに、取締役会をはじめ重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行を十分監視しております。また内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、業務全般についてチェック機能を高め、内部統制システムの強化を図っております。会計監査については、有限責任あずさ監査法人に所属する公認会計士が監査業務を執行しております。業務執行上疑義が生じた場合は弁護士等その他第三者に対して適宜助言を仰いでおります。

なお、監査役は、内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行い、情報の共有化を図るなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するように努めるとともに、経営監視機能の強化に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会では、会社の重要事項その他法定についての審議・決議と業務執行の監督を行います。また取締役及び執行役員の任期を1年とし、取締役及び執行役員の経営責任を明確化するとともにスピードある経営体制を構築しております。経営監視体制としては監査役制度を採用しておりますが、4名の監査役のうち2名が社外監査役で、社外監査役は取締役会並びに監査役会に出席し、外部的視点から取締役の職務執行状況を十分監視しております。また社外監査役は外部からの客観的・中立的な立場でその専門的見地から監査を行っております。

また、当社は、監督機能とガバナンス体制の向上を図るべく、社外の公正中立な意見を取締役会の決議に反映させる立場にある者として、当社と利害関係のない社外取締役2名を招聘しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月定時株主総会招集通知発送日 6月6日(水)
集中日を回避した株主総会の設定	平成30年6月定時株主総会開催日 6月27日(水)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ニュースリリース等の掲載を行っております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	神鋼鋼線工業行動指針、コンプライアンス綱領において、企業市民としての役割を認識し、ステークホルダーとの関係について規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制(いわゆる「内部統制システム」)は、以下の通りであります。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令遵守および企業として実践すべき普遍的な考え方を定めた「神鋼鋼線工業行動指針」、ならびに日々の業務活動の中での行動基準となる「コンプライアンス綱領」を制定し、また取締役会の独立諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置、さらに内部通報制度として外部の弁護士が受付窓口であるコンプライアンス相談室を設置してコンプライアンス体制を整備するとともに、取締役・執行役員および従業員の職務の執行状況の適法性について、内部監査部門である監査室が適宜監査を実施します。

ロ 財務報告の適正性確保のための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備しています。

ハ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および「文書取扱規程」等の社内規程に従い適切に保存および管理を行います。

ニ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」によって、管理体制、管理すべきリスク項目およびその対応策等を定め、リスクを管理します。また、リスク管理の状況については、定期的にモニタリングを実施します。

ホ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

い) 当社では、経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成29年6月から新たに執行役員制度を導入しています。

ii) 「職制規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、また担当業務を明確に定めた上、それに基づいて取締役および執行役員は職務の執行を行います。

ヘ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」によって、関係会社の経営管理上の重要事項の処理については、当社の承認を必要とし、また関係会社の経営内容を的確に把握するために当社への報告を必要とする事項を定め、さらに定期的に関係会社の業況報告会等を実施します。

また、関係会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、関係会社の取締役会へ出席するとともに、関係会社の経営を管理・監督します。

ト 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室に監査役会の事務局の業務を併せて担当させ、監査役の職務を補助します。

チ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の人事に関しては、事前に監査役または監査役会に報告の上、意見を求めます。

リ 前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

事務局の使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行います。なお、監査役監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役および使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力します。

ヌ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役・執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、決裁事項を始め、業務執行に係る重要事項、監査室が実施する内部監査の結果等の報告を適宜行います。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、子会社の取締役、監査役、使用人から監査役に対して報告を行います。また、監査室は、監査役会または監査役に対して子会社のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行います。

また監査役は、いつでも取締役・執行役員および従業員等に対して必要な資料の提出または報告を求めることができます。

ル 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことをコンプライアンス綱領に定め、その周知徹底を図ります。

ヲ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要なのではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上します。

ワ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会を始め重要な社内会議に出席し、取締役等の執行状況を十分に監視するとともに、決裁書類およびその他重要書類の閲覧を行います。また、監査役会は「監査役監査の方針および計画」を毎年、取締役全員に説明します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は公正な経営を実現するため、法令遵守および企業として実践すべき普遍的な考え方を定めた「神鋼鋼線工業行動指針」、ならびに日々の業務活動の中での行動基準となる「コンプライアンス綱領」を制定し、法令遵守・企業倫理の徹底を図っており、反社会的勢力に対する姿勢について以下のとおり掲げております。

【神鋼鋼線工業行動指針】

7. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関わりを持たない。

【コンプライアンス綱領】

反社会的勢力との関係断絶

(1) 違法行為や反社会的勢力に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

(2) 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。

(3) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

当社では上記のような基本方針のもと、以下のような取組みを行っております。

・反社会的勢力に関する事項についての対応はすべて総務部で対応しております。反社会的勢力からの不当な要求などの事態が発生した場合には、早い段階で、顧問弁護士や警察に相談し、適切な指導を受けながら対応いたします。

・支店や各事業所にて、反社会的勢力からの何らかの要求・介入があった場合には、個別に対応せず、総務部に速やかに連絡するよう周知徹底しております。

・営業部門が新規顧客との取引を行うにあたっては、当該取引に先立ち外部の調査機関を利用した信用調査を実施し、当該新規取引先に問題がないことを確認した上で取引を開始しております。

・関係機関と定期的に開催される連絡会や反社会的勢力に関するセミナー等へは、総務部を中心として積極的に参加し、最新の情報を入手するよう努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

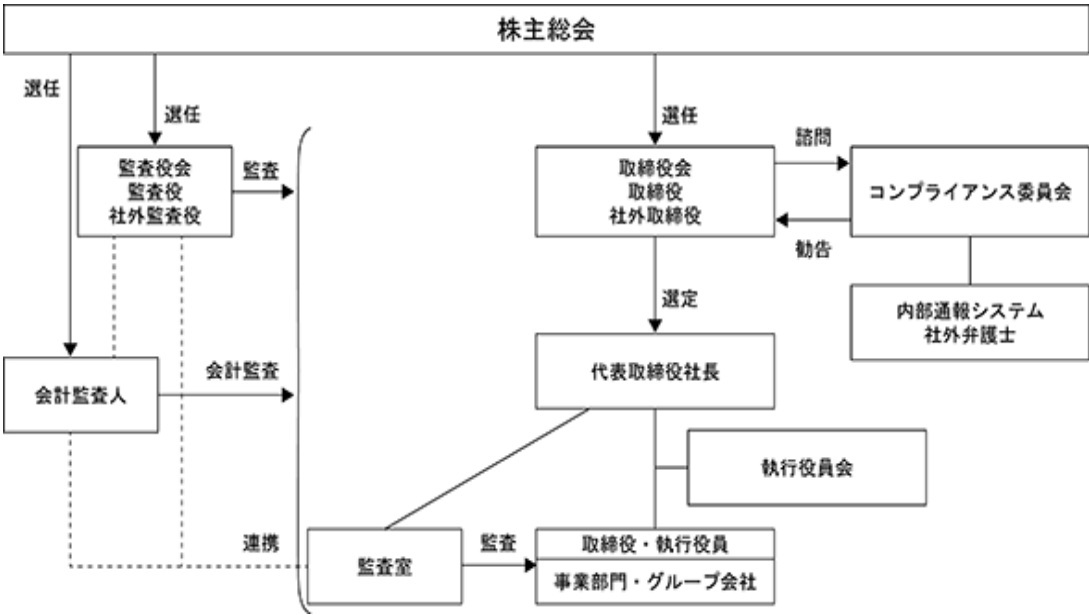
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社はタイムリーで透明性の高い情報開示に向けての具体的な取組みを通じ、公正な意思決定と開かれた経営を目指しております。社内規程として制定しております内部者取引防止規程において、投資者の投資判断に著しい影響を与える重要事実に関する情報の明記とその適時開示について規程化することにより、社内に周知徹底しております。

重要事実に関する情報の発生に対しては、総務本部が子会社を含めてその情報の収集・検証に努め、総務本部長が当該情報について証券取引所が定める適時開示規則等に基づき開示の必要性の有無を確認の上、取締役会の決定あるいは代表取締役の承認の後、速やかに公表することとしております。

【コーポレートガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制についての模式図】

